

第2回 多様な困難に直面する女性に対する 支援等に関する関係府省連絡会議 令和元年12月26日	参考資料2
--	-------

多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議 の運営について

〔 令和元年7月25日
連絡会議議長決定 〕

多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議の開催について（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）第4項の規定に基づき、多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について、次のとおり定める。

1. 議事の公開について

- (1) 連絡会議は、原則として非公開とする。
- (2) 連絡会議の議事要旨を作成し、連絡会議終了後速やかに公開する。
ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 配布資料の公開について

- 連絡会議で配布された資料は、連絡会議終了後速やかに公開する。
- ただし、議長が特に必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。